

加算に係る掲示について

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書】

- ・ 領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で発行しています。発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

【一般名での処方】

- ・ 後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

【情報通信機器を用いた診療】

- ・ 情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、向精神薬の処方はできかねます。

【医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算・医療情報取得加算】

- ・ オンライン請求を行っております。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。
- ・ 質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めています。

厚生省ポスター <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf>

【協力対象施設入所者入院加算・介護保険施設等連携往診加算】

- ・ 下記、介護保険施設等に協力医療機関として定められており、介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応するため、きめ細やかな連携体制をとっています。
- ・ 連携機関(50音順)
特別養護老人ホーム 光生舎ゆいま〜る・もみじ台
特別養護老人ホーム 五天山園
特別養護老人ホーム サポータィ・もみじ台

【生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)】

- ・ 患者さまの状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能です。

2024年5月30日

医療法人社団翔嶺館 新札幌聖陵ホスピタル